

平成 24 年度第 1 回 愛知県都市計画審議会

平成 24 年 11 月 15 日 (木) 午後 3 時

愛知県議会議事堂 5 階 大会議室

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

定刻となりましたので、ただいまから平成 24 年度第 1 回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

それでは、会議に先立ちまして、会長から御挨拶をお願いいたします。

【会長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

会長を仰せつかっております山田健太郎でございます。一言、個人的な意見も含めて御挨拶申し上げたいと思います。

本日は、平成 24 年度第 1 回愛知県都市計画審議会の開催にあたり、大変お忙しいところ、御出席を賜りましてありがとうございます。

都市計画というのは、常々私は思っておりますけれども、10 年、20 年、30 年、50 年、100 年と、都市なり、いろいろな地域の計画を形づくる非常に基本的なものだと思っております。いろいろな案件が出てまいります、案件そのものは県当局で詳細に検討されておりますので、それはそれで結構だと思うケースが多いと思いますけれども、実は何年か積み上げていきますと、必ずしも個々の案件が整合しないという案件も出てくる場合がございます。委員の先生方には、そこまで見抜くというのは非常に難しいことではございますが、県当局を含めて、きちっとその辺も踏まえて御検討いただいた案件を出していただくというふうをお願いしたいと思います。そういうことを常々思っているところでございます。

これをもちまして私の御挨拶にさせていただきますが、委員の皆様方には、議事が円滑に進みますよう、あるいは活発な御意見をいただきますよう御協力をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

ありがとうございました。

次に、本年 2 月の都市計画審議会開催以降、当審議会の委員の方々に異動がございましたので、御紹介申し上げます。

お手元に委員名簿を配付いたしましたので、御覧ください。

市町村の長を代表して委員をお願いいたしました豊川市長の山脇実委員でございますが、本日は公務のため御欠席でございます。

県議会の議員として委員をお願いいたしました深谷勝彦委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 深谷勝彦）】

よろしく申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

峰野修委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 峰野修）】

よろしく申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

鈴木喜博委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 鈴木喜博）】

鈴木でございます。よろしく申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

浅井よしたか委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 浅井よしたか）】

よろしく申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

西久保ながし委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 西久保ながし）】

よろしく申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

野中泰志委員でございますが、本日は公務のため御欠席でございます。

市町村議会の議長を代表して委員をお願いいたしました豊田市議会議長の梅村憲夫委員でございます。

【委員（豊田市議会議員 梅村憲夫）】

よろしく申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

飛島村議会議長の鈴木康祐委員でございますが、本日は公務のため御欠席でございます。

関係行政機関の職員として委員をお願いいたしました中部地方整備局長の梅山和成委員

でございます。

【委員（中部地方整備局長 梅山和成）】

代理の堀井でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

愛知県警察本部長の沖田芳樹委員でございます。

【委員（愛知県警察本部長 沖田芳樹）】

代理の規制課長です。よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

なお、本日の上程議案のうち第3号議案及び第4号議案は、区域区分、いわゆる市街化区域及び市街化調整区域に関する案件ですので、臨時委員の方々に御出席をお願いしております。御紹介申し上げます。

愛知県農業会議副会長の二村利久委員でございます。

【臨時委員（愛知県農業会議副会長 二村利久）】

二村でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

愛知県土地改良事業団体連合会専務理事の青木章雄委員でございます。

【臨時委員（愛知県土地改良事業団体連合会専務理事 青木章雄）】

よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

次に、平成24年度愛知県都市計画審議会幹事でございますが、お手元に幹事一覧表を配付させていただきましたので、この一覧表をもって紹介にかえさせていただきます。

なお、本日は2分の1以上の委員の方々に御出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会長が務めることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ただいまお聞き及びのとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議を進めてまいります。

愛知県都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定に基づき、議事録署名者として田中淳子委員、峰野修委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

また、先程事務局から御紹介のありました委員のうち、関係行政機関の職員として委員をお願いいたしました梅山和成委員を、愛知県都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、当審議会常務委員会委員に指名いたします。

早速ですが、審議に入ります。

本日御審議いただきますのは、議案書の目次に記載してございますように、第1号議案「名古屋都市計画区域の変更について」から第8号議案「西三河都市計画道路の変更について」までの8議案でございます。また、当審議会の運営に関する議案として、第一次及び第二次地域主権改革一括法の施行に伴う当審議会運営規程の一部改正案を県当局に作成していただきましたので、後程審議をお願いいたします。

それでは、第1号議案「名古屋都市計画区域の変更について」から第7号議案「名古屋都市計画公園の変更について」までの7議案は、関連案件でございますので一括上程いたします。県当局の説明をお願いいたします。

【都市計画課長 鈴木秀育】

都市計画課長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

第1号議案から第7号議案までの7議案はそれぞれ変更種別や地域が関連しておりますので一括上程とさせていただきますが、説明にあたりましては、その内容の関連性から三つのグループに分けて説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、一つ目のグループは、第1号議案、第2号議案、第4号議案、そして第3号議案のうち清須市にかかわる部分でございます。清須市、稲沢市の行政区域界が変更されたことに伴う都市計画区域及び区域区分の変更でございます。

二つ目のグループは、第3号議案のうち長久手市にかかわる部分と、第5号議案のうち都市計画道路田糲名古屋線にかかわる部分でございます。長久手市内の区域区分及び都市計画道路の変更でございます。

三つ目のグループは、第5号議案のうち田糲名古屋線以外の都市計画道路と、第6号議案及び第7号議案でございます。長久手町が長久手市に移行したことによる道路、都市高速鉄道、公園にかかわる変更で、いわゆる形式的な変更でございます。

それではまず、一つ目のグループであります第1号議案「名古屋都市計画区域の変更」から第4号議案「尾張都市計画区域区分の変更」までの清須市及び稲沢市にかかわる都市計画区域と区域区分の変更について御説明申し上げます。

議案書は1ページから19ページ、議案概要説明書は1ページから4ページ、図面は図面

番号1から4でございます。

お手元にお配りしてあります資料のうち図面につきましては、委員お二人につき1台用意させていただきましたモニターにも表示いたしますので、併せて御覧ください。

図面番号1の総括図を御覧ください。この総括図は清須市及び稲沢市にかかわる都市計画区域、そして区域区分を変更する北市場大嶋地区の位置を示すものです。左下でございます愛知県を示した広域図において赤色で着色している範囲を拡大したものです。

北市場大嶋地区は、図面中央に黒色の丸印で示しております JR 清洲駅から北東へ約 500 m の箇所に位置し、名古屋都市計画区域に含まれます清須市と尾張都市計画区域に含まれます稲沢市の行政区域界にまたがる面積約 0.41ha の赤色の実線で囲まれた区域でございます。

図面中央付近に走る黒色の二点鎖線で示しておりますのは、名古屋と尾張の都市計画区域界でございます。

この北市場大嶋地区では、清須市側で清洲一場北部土地区画整理事業、稲沢市側で稲沢北市場土地区画整理事業が平成4年から施行され、新たに良好な街区の整備が行われました。そして、清須市と稲沢市の行政区域を整備後の街区に合わせるよう平成23年4月に行政区域界の変更が行われました。

一つ目のグループの変更内容は、この行政区域界の変更に併せて、都市計画区域及び区域区分を変更するものでございます。

次に、図面番号2の計画図を御覧ください。

黒色の二点鎖線は、両市により変更された新しい行政区域界を示しております。同じ位置にありますオレンジ色の実線は、今回変更する新たな都市計画区域界を示しております。そして、赤色の斜線で示されている区域が、今回都市計画区域及び区域区分を変更する箇所でございます。

図面番号3の参考図①を御覧ください。図面左側が変更前、右側が変更後を示しております。

左側の変更前の図面を御覧ください。変更前の都市計画区域界をオレンジ色の実線で示しております。この都市計画区域界は平成22年12月の都市計画区域再編に際して指定したものでございまして、当時の行政区域界により定めております。この旧行政区域界を挟む形で二つの土地区画整理事業が進められましたが、新たに整備された街区や宅地の中を旧行政区域界が斜めに分断するなどの問題が生ずることから、両市において調整が進めら

れ、新たな行政区域界が定められました。

この行政区域界の変更に伴い、右側の変更後の図のとおり、赤色の斜線で示されている新たに清須市となった区域を名古屋都市計画区域に編入し、青色の斜線で示されている新たに稲沢市となった区域を名古屋都市計画区域から除外するものでございます。区域区分についても同様に変更するものでございます。

次の図面番号4、参考図②を御覧ください。

先程の参考図①とは新たに編入、除外する区域が逆となっております、赤色の斜線で示されている新たに稲沢市となった区域を尾張都市計画区域に編入し、青色の斜線で示されている新たに清須市となった区域を尾張都市計画区域から除外するものでございます。区域区分についても同様に変更するものでございます。

なお、用途地域につきましては清須市及び稲沢市が決定するものでございますが、この都市計画区域の変更と併せて、それぞれの市において用途地域の変更を同時に行う予定となっております。清須市、稲沢市ともに第一種住居地域、容積率200%、建ぺい率60%であり、用途地域種別に関する変更はございません。

一つ目のグループであります第1号議案「名古屋都市計画区域の変更」から第4号議案「尾張都市計画区域区分の変更」のうち、清須市及び稲沢市の都市計画区域及び区域区分の変更については以上でございます。

続きまして、二つ目のグループであります第3号議案「名古屋都市計画区域区分の変更」のうち長久手市域にかかわる区域区分の変更及び第5号議案「名古屋都市計画道路の変更」のうち都市計画道路田靱名古屋線の変更について説明させていただきます。

議案書は、第3号議案が9ページから13ページ、第5号議案が21ページから25ページ。議案概要説明書は、第3号議案が3ページ、第5号議案が5ページ。図面は、図面番号5から7でございます。

図面番号5の総括図を御覧ください。この総括図は、区域区分及び都市計画道路を変更しようとする長久手市の公園西駅周辺の位置を示すものでございます。中央下にございます愛知県を示した広域図において赤色で着色している範囲を拡大したものです。

図面左側、やや上側にオレンジ色の丸印で示しておりますのが長久手市役所です。図面中央を右左、東西に走る黒色の破線で示しておりますのが都市高速鉄道の東部丘陵線、いわゆるリニモでございます。

今回市街化区域に編入する公園西駅周辺地区は、リニモの藤が丘駅から数えて6番目の

駅となります公園西駅の周辺で、愛・地球博記念公園の西側、都市計画道路田靱名古屋線の東側に位置する赤色の斜線で示された面積約 21ha の地区でございます。

この公園西駅周辺地区は、長久手市の都市計画マスタープランにおいて、「ゆとりある住宅地や自然環境と共生した住宅地及び住民の暮らしを支えるとともに、リニモ利用者向けの生活利便施設等を中心とした土地利用を誘導する地区」として位置づけられております。今回当該地区は土地区画整理により計画的な市街地整備が行われる見通しが明らかになったことから、市街化区域に編入するものでございます。

図面番号 6 の計画図を御覧ください。赤色の実線で囲んだ区域を今回市街化区域に編入するものでございまして、同じ範囲となりますが、青色の破線で示しておりますのが土地区画整理事業の予定区域でございます。

なお、用途地域につきましては長久手市が決定するものでございますが、当該地区の無秩序な開発を抑制し、面的な整備に備え、第一種低層住居専用地域、容積率 50%、建ぺい率 30% を市街化区域への編入と同時に定める予定となっております。

次に、第 5 号議案の「名古屋都市計画道路の変更」のうち、都市計画道路田靱名古屋線について説明いたします。

恐れ入りますが、もう一度図面番号 5 の総括図を御覧ください。

先程説明申し上げました区域区分の変更による市街化区域の編入、長久手市が決定する土地区画整理事業及び用途地域に併せて、赤色の丸印で示しております箇所です都市計画道路田靱名古屋線の変更を行うものでございます。

図面番号 7 の計画図を御覧ください。

青色の破線で示しております区域が、長久手市が決定する土地区画整理事業でございます。この土地区画整理事業に併せ、長久手市が緑色の実線で示した公園西駅南通り線を新たに決定することに伴い、黒の 2 本線で示しております都市計画道路田靱名古屋線について、赤丸の箇所に「幹線街路との平面交差箇所数」が 1 箇所増えることとなるため、計画書の記載内容を変更するものでございます。

続きまして、三つ目のグループであります第 5 号議案「名古屋都市計画道路の変更」から第 7 号議案「名古屋都市計画公園の変更」までの長久手町が長久手市に移行したことによる道路、都市高速鉄道、公園にかかわる計画書の名称等の変更について説明させていただきます。

議案書は 21 ページから 34 ページ、議案概要説明書は 5 ページでございます。

本案件は、平成 24 年 1 月 4 日に長久手町が長久手市になったこと等に伴い、県が定める都市計画について名称等の形式的な変更をするものでございます。

ここで、お手元の A3 の緑色表紙の参考資料を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと、1 ページからその概要がまとめてございます。この資料は、議案書のうち、道路、都市高速鉄道、公園のそれぞれについて計画書部分を抜粋し、変更箇所がわかるように新旧対照表としてまとめたものでございます。右側が旧の計画書を、左側が新の計画書を示しており、変更箇所は、変更前を青文字、変更後を赤文字で示しております。

第 5 号議案の道路に関する新旧対照表は、参考資料の 1 ページから 2 ページで、名古屋瀬戸道路ほか 6 路線の地名の変更と 1 路線の名称の変更でございます。

第 6 号議案の都市高速鉄道に関する新旧対照表は、3 ページを御覧ください。地名と駅名を変更するものでございます。

第 7 号議案の公園に関する新旧対照表は 4 ページでございます。地名を変更するものでございます。

以上、第 1 号議案から第 7 号議案までの 7 議案のうち、第 1 号議案、第 2 号議案の都市計画区域の変更につきましては、愛知県都市計画審議会の意見を聴いた上で県が指定するものでありまして、都市計画を決定するものではないため、都市計画法第 17 条に基づく都市計画案の縦覧はございません。また、第 6 号議案、第 7 号議案の名称等の形式的な変更につきましては、都市計画法第 21 条第 2 項に定める軽易な変更該当するため、案の縦覧はございません。残り第 3 号議案、第 4 号議案、第 5 号議案につきましては、平成 24 年 8 月 10 日から 8 月 24 日までの間、公衆の縦覧に供しましたところ、第 3 号議案「名古屋都市計画区域区分の変更について」と第 5 号議案「名古屋都市計画道路の変更について」に関しまして 1 通 1 名の意見書の提出がございましたので、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解を御説明申し上げます。

お手元の A3 サイズの参考資料、先程の緑の表紙のものですが、こちらの 5 ページを御覧ください。また、モニターには参考となる図をお示ししますので、併せて御覧ください。

まず最初の住民の安全についての意見書の要旨といたしましては、「区域区分の変更及び土地区画整理事業により大型商業施設を誘致した結果、大型商業施設への来場者が神明社前の生活道路を通り抜けることが危惧され、住民、特にお年寄り、子供たちの安全が脅かされる恐れがあるため、この対策について具体的に示してほしい。例えば、愛知万博の際

の迂回道路形式などはひとつの効果的な例と思われる。」という御意見です。

これに対する都市計画決定権者の見解といたしましては、「御意見の内容は、生活道路に関する安全対策ですので、公園西駅周辺土地区画整理事業の事業予定者であり、生活道路を管理する長久手市に申し伝えております。」というものです。

次に、田柵名古屋線の交通対策についての意見書の要旨といたしましては、「愛知万博の際、三ヶ峯住民は前熊東交差点を抜けるのに1時間以上を要したとの事実がある。大型商業施設などを誘致した結果、既存住民の生活環境が悪化する事態を避ける必要があり、対策を示してほしい。例えば、田柵名古屋線を片側2車線とする、もしくは右折レーンを設けるなどの対策が考えられる。」という御意見です。

これに対する都市計画決定権者の見解といたしましては、「田柵名古屋線については、公園西駅周辺地区の開発を想定して推計した交通量においても、現在都市計画決定されている片側1車線の道路で交通処理が可能と考えております。また、今回の変更箇所である新規追加路線との交差部については、安全対策と円滑な交通処理のため右折レーンを設置する計画としております。」という見解です。

また、「1、2については、他の土地区画整理事業の結果、問題点が出ているはずである。これらの情報を公開し、公園西開発における問題点解決のための対策を示してほしい。」という御意見です。

これに対する都市計画決定権者の見解といたしましては、「御意見は、公園西駅周辺土地区画整理事業の事業予定者である長久手市に申し伝えております。」というものです。

次に、神門前地区と丸山石場地区間のアクセスについての意見書の要旨といたしましては、「長久手市都市計画マスタープランからの引用として、「公園西駅を核とした拠点形成により、多くの人が集まり、交流することでのぎわいを生み出すまちをめざす」とある。これを実現するためには、神門前・丸山石場両地区のアクセスを容易にすることが重要で、どのような形で両地区を結びつけるか示すべきである。例えば、リニモのサブ改札を昇降階に設け、両地域を通路で直結することを検討していただきたい。」という御意見です。

これに対する都市計画決定権者の見解といたしましては、「御意見の内容は、公園西駅を核とした地域の利便性向上に関することですので、公園西駅周辺土地区画整理事業の事業予定者である長久手市とリニモの事業者である愛知高速交通株式会社に申し伝えております。」というものです。

次に、リニモの利便性向上についての意見書の要旨といたしましては、「リニモの収益を

向上させるためにも、公園西駅周辺地区に魅力ある商業施設を展開する必要がある。リニモと名古屋市各種列車とのアクセスの悪さにより集客が伸びない可能性も考えられることから、名古屋市内からの移動をスムーズにするため、リニモにマナカカードを導入するなど、リニモと連携した対策をとる必要がある。」という御意見です。

これに対する都市計画決定権者の見解といたしましては、「御意見の内容は、公園西駅周辺のまちづくりとリニモの利便性向上に関することですので、公園西駅周辺土地区画整理事業の事業予定者である長久手市とリニモの事業者である愛知高速交通株式会社に申し伝えております。」というものです。

次に、景観維持についての意見書の要旨といたしましては、「本地域は、利便性の高い地域でありながら、自然豊かな里山の風景が残る場所であり、長久手市、愛知県の財産である。今回の土地区画整理事業の対象範囲には、この里山風景の大きな部分が含まれており、また古墳の存する神明社前の道路までが含まれていることに不安を感じている。この土地の開発における景観維持への配慮方法を説明してほしい。」という御意見です。

これに対する都市計画決定権者の見解といたしましては、「御意見の内容は、公園西駅周辺土地区画整理事業において配慮すべき事項と考えますので、事業予定者である長久手市に申し伝えております。」というものでございます。

以上が意見書の要旨と都市計画決定権者の見解でございます。

なお、第3号議案から第7号議案について、都市計画法第18条第1項に基づき、清須市、稲沢市、長久手市におのおの意見照会しましたところ、異存ない旨の回答を得ております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

【委員（愛知県議会議員 深谷勝彦）】

2点お伺いいたします。

この名古屋都市計画区域と尾張都市計画区域の変更ですけど、両方の市域が変わるといふことですね。

【都市計画課長 鈴木秀育】

そうです。

【委員（愛知県議会議員 深谷勝彦）】

この図面を見ると、もう既に家が建っているのですね。そうすると、行政区が変わることに伴い、もう既に住んでいる人、例えば子供さんの学区だとかお年寄りに対するいろいろな行政サービスだとか、そういったいろいろな問題はどうなっているのでしょうか。現実に住んでいる人が結構ありますけど、その辺の問題はどうでしょうか。

もう一つは、さっきの意見書の要旨ですが、聞くと、都市計画決定する県の問題ではなくて、それぞれの事業者、土地区画整理事業者あるいは長久手市、そちらに伝えてあるという大方の返事ですが、この都市計画審議会にこの意見書が出ている以上、今後そういった長久手市あるいは事業者からの回答というのは私たちは知ることができるのでしょうか。この意見書に対してのそれぞれの回答がどういう形になっていくのですか。

【都市計画課長 鈴木秀育】

まず、清須市、稲沢市の行政区域の変更に関する御質問からお答えしたいと思います。

清須市から稲沢市に変更になった土地は27筆、8名の方でございまして、住所の変更が2世帯起こっております。稲沢市から清須市へ変更になった土地は26筆、89名の方でございまして、住所の変更が37世帯で行われております。

今回の行政区域の変更に関しましては、通学に関してですが、稲沢から清須に変更になったエリアに住んでいるお子様で、引き続き同じ学校に通学することにされたお子様は、小学生はゼロ人、中学生がお二人、転校した生徒はゼロ人ということで、逆に清須市から稲沢市に変更になったエリアに住んでいるお子様で、引き続き同じ小学校に通学された方は、小学生で6名、中学生でお一人、転校された生徒は小学生でお一人あったということでございます。今回の行政区域の変更におきましては、区域外の就学の申請があれば原則承認するという取り交わしが両市の学校教育課で執り行われておりまして、そういった観点でスムーズに住所変更等はされておるものと思っております。

それから、長久手市の市街化区域編入に関しての意見書等をいただいておりますけれども、この件に関しては、今までの例で申しますと、事業が始まるのに相当年数がかかってまいりまして、数年たった後に都市計画審議会での報告をさせていただいているということとはございません。今回もそのような形になろうかと思っております。ただ、実際の区画整理を進めるにあたっては、県が事業者からの相談に応じたり、許認可にかかわる部分がございますので、そういった部分でフォローできるものと考えております。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

はい。

【委員（愛知県議会議員 深谷勝彦）】

そうすると、この市域が変わるということに関して、学校区はそういうふうですけど、市が変わったためお年寄りが行政サービスを受ける面についてはいろいろあるような気がするんですけど、特にないということですか。

【都市計画課長 鈴木秀育】

両市が地元に入って、区画整理を立ち上げる段階からそういったことを見越して調整した上で事業を進めて、最終的に事業が完成した暁での行政界の変更ということですので、地域は了解していただけているということでございます。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

よろしゅうございますでしょうか。

【委員（愛知県議会議員 深谷勝彦）】

もう一つ。意見書の件ですけど、先の長い話だから何かあいまいになっていってしまうのではないかという気がするんですけど。要するに、意見書を出した人は、先が長い話なので、回答が出にくいから仕方ないと思ってみえればいいですけど、やっぱりその辺は、地元の行政にはしっかりしておいてもらうということはお願いしておきたいと思います。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

後藤委員。

【委員（名古屋大学名誉教授 後藤節子）】

教えていただきたいんですが、図面番号5に公園西駅を中心とした周辺地域が描かれています。公園西駅の南側のみ道路を新設し、公園西駅の北のほうにはこの道路が伸びていないということは、初めからこの2地域を開発するに対しても何か用途が違うとか、そのようなことが考えられているのでしょうか。

【都市計画課長 鈴木秀育】

公園西駅周辺地区の中での道路計画に関する御質問かと思えます。

この緑色の道路は公園西駅へのアクセスルートとして都市計画決定するものでございまして、それ以外の区画街路、区域の中に整備します道路は、今後、区画整理事業を検討する中で決定していくことを長久手市さんにおいて考えておられまして、まだその道路の張

りつけの検討がここにお示しできるレベルまで進んでおりませんので、参考図でもお示しすることができないのですけれども、最終的には区画整理事業計画の中で適切な道路整備計画が位置づけられてまいります。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

よろしゅうございますでしょうか。

ほかに。

青木委員。

【愛知県土地改良事業団体連合会専務理事 青木章雄】

長久手の市街化区域の編入の案件ですが、これは確かこのうちの土地の半分以上が農振の農用地区域になっておろうかと思うんですけれども、庁内での農林水産部局との調整でどのような意見が出ているか、教えていただきたいんですけど。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

いかがですか。

【都市計画課長 鈴木秀育】

農振農用地域の除外は市の手続の中で事前になされておまして、現時点では市街化区域に編入するエリアの中で農振農用地域はないという状態になっております。

ただ、農振農用地域を外すにあたって、どのような御意見が関係機関から出されているかというのは、今資料が手元にないのですけれども、後程調べまして委員にお伝えできればと思っております。

【愛知県土地改良事業団体連合会専務理事 青木章雄】

追加ですが、確かこの市街化区域の編入にあたっては、農林関係の関係事業と調整をとらないといけないという通達が旧建設省から出ておるかと思うんですが。実はここ、私の記憶違いだったら申し訳ないんですが、確か丸根土地改良区という土地改良区の範囲内の土地であろうかと思うんです。当然土地改良区は、農業用の用水路なり排水路の管理をしております。したがって、丸根土地改良区と市街化区域に編入するときに、土地改良区が持っている財産処分について事前に改良区の詳細をもらわないといけないというのが調整要綱等の手続の一環になっておろうかと思うんですが、そこら辺のところの確認をしたかどうかただけなんですけど。

【都市計画課長 鈴木秀育】

当然ながらそういう制度上定められた手続は、市の農政部局のほうで適正に手続処理をされた上で農振農用地域が外れていると思っております。その外れていることを確認した上で本日の都市計画審議会の案として上程させていただいておまして、外すにあたっての清算行為がどうなっているかとか、その辺については今手元に資料がないものですから、後程資料を入手次第、委員にお届けしたいと思います。

よろしいでしょうか。

【愛知県土地改良事業団体連合会専務理事 青木章雄】

もう一つ確認ですが、この市街化区域の編入手続は、県の土地対策会議の案件になっておりませんか。

【都市計画課長 鈴木秀育】

なっております。

【愛知県土地改良事業団体連合会専務理事 青木章雄】

これはもうかけられましたか。

【都市計画課長 鈴木秀育】

かかっております。

【愛知県土地改良事業団体連合会専務理事 青木章雄】

そのときにいろいろな意見の処理がされて、全部幹事会までオーケーということですか。

【都市計画課長 鈴木秀育】

そうです。市街化区域編入するときの第一歩が土地対策会議でございますので、それらを全て関係機関と調整を済ませた上で、編入に関する事務をスタートさせております。

【愛知県土地改良事業団体連合会専務理事 青木章雄】

わかりました。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問もないようでございますので、採決をいたしたいと思っております。なお、第1号議案及び第2号議案につきましては、都市計画法第5条第6項において準用する同法同条第3項の規定により、「都市計画審議会の意見を聴かなければならない。」と定められておりますことから愛知県都市計画審議会に諮問された案件でございます。

それでは、第1号議案及び第2号議案につきましては、県が作成した変更案のとおり変

更することにつきまして、また、第3号議案から第7号議案までにつきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第1号議案及び第2号議案につきましては原案のとおりとすることに異議ないものと認めます。

また、第3号議案から第7号議案までにつきましては、原案のとおり可決いたしました。

区域区分に関する議案の審議が終了いたしましたので、臨時委員の方々にはここで御退席いただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(臨時委員退席)

続きまして、第8号議案「西三河都市計画道路の変更について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。

【都市計画課主幹 山口豊】

都市計画課主幹の山口でございます。よろしくお願いいたします。

第8号議案「西三河都市計画道路の変更について」御説明いたします。議案書は35ページから38ページ、議案概要説明書は6ページ、図面は図面番号8と9でございます。

まず、図面番号8の総括図を御覧ください。

この総括図は、今回都市計画道路を変更する西尾市の名鉄西尾線西尾駅周辺を示すものでございます。図面右下の愛知県を示した広域図では、赤色で着色した箇所になります。

図面右の南北の黒色の破線が名鉄西尾線、中央の黒の丸印が西尾駅、西尾駅の右側オレンジ色の丸印が西尾市役所でございます。図面中央、東西方向に赤色の破線で示しております都市計画道路大浜今川線が今回御審議いただく路線でございます。

図面番号9の計画図を御覧ください。

図面下の青色の破線で示しております区域は、西尾市が決定します西尾羽塚西土地区画整理事業でございます。今回この土地区画整理事業に併せ、西尾市が決定します田貫徳永線と交差する大浜今川線の交差点部の幅員を変更するものでございます。

変更前を黄色の実線、変更後を赤色の実線で示しております。大浜今川線は衣浦岡崎線など主要な幹線道路を補完し、西尾市の市街地と衣浦東部地区を結ぶ幹線道路で、昭和53年に現在の幅員16mで供用を開始しております。交通量は、現在日約1万2,000台ありま

すが、将来は並行する衣浦岡崎線の全線開通等により交通量の減少が見込まれております。

今回の変更は、現在幅員 18m で都市計画決定されている交差点部において、計画図の変更前横断図にあります植樹帯と中央帯を見直すことにより、現在の幅員 16m の中で右折帯が確保でき、安全で円滑な交通処理が可能なことから、交差点部の幅員を現計画の 18m から、変更後の横断図にありますように幅員 16m に変更しようとするものでございます。

本案件につきまして、都市計画法第 17 条に基づき、平成 24 年 8 月 10 日から 8 月 24 日までの間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、都市計画法第 18 条第 1 項に基づき西尾市に意見照会しましたところ、異存ない旨の回答を得ております。よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、特段御意見、御質問もないようでございますので、採決をとりたいと思いません。

第 8 号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第 8 号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、会議の冒頭で申し上げました「愛知県都市計画審議会運営規程の一部改正について」を上程いたします。県当局の説明をお願いいたします。

【都市計画課長 鈴木秀育】

愛知県都市計画審議会運営規程の一部改正につきましては、愛知県都市計画審議会条例第 8 条「審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。」との規定に基づき、御審議をお願いするものでございます。

A4 サイズ、白色表紙で、右側にホチキスでとじてございます議案というものをお手元に配付させていただいているかと思います。この資料と、先程から使っております A3 サイズの緑色の表紙の中の参考資料 3 を用いて御説明申し上げたいと思います。

それでは、参考資料 3 の 6 ページ、愛知県都市計画審議会条例（抜粋）及び愛知県都市計画審議会運営規程（抜粋）を御覧ください。

条例第6条では、「審議会に、その権限を属する事項で軽易なものを処理させるため、常務委員会を置くことができる。」となっており、運営規程第11条に常務委員会への委任事項が列挙されております。今回御審議をお願いいたしますのは、第11条第1号の「(1)別表第1に掲げる軽易な都市計画の変更」に関するものでございます。

右側の別表第1に掲げております、「軽易な都市計画の変更」とは、都市計画法施行規則第13条に規定されております「都市計画の軽易な変更」というものを根拠といたしまして、その内容を列記したものでございます。昨年度、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる第一次一括法及び第二次一括法がそれぞれ4月と8月に国会で可決、成立いたしました結果、第一次一括法の施行に伴い、施行規則第13条の「都市計画の軽易な変更」の内容が改正されたため、当審議会運営規程の一部を見直す必要が生じました。また、第二次一括法の施行に伴い、用途地域などの都市計画決定権限が県から市町村へ一部移譲され、県の都市計画審議会での審議対象外となりましたことから、都市計画に関する事項を除外する必要も生じました。

今回は、このように都市計画法の改正及び政省令の改正に対応するため、関連規程を整理しようとするものでございます。改正の検討にあたって、各都道府県における常務委員会において処理できる事項についての調査をいたしました。その結果、回答があった都道府県のうち常務委員会で処理できる「軽易な都市計画の変更」というものを、本県と同様、別表により列記している都道府県は、愛知県のほかに1県のみでございました。一方、多くの都道府県では、別表で列記するのではなく、「都市計画法施行規則第13条に規定する都市計画の軽易な変更」と規定するなど、政省令の条文そのものを根拠とした記述としているため、政省令の改正の都度規程を改正する必要が生じないようなものになっておりました。

A4サイズの議案をお開きください。

今回の審議会運営規程の改正にあたり、本県といたしましては、全国的な傾向に従って、「都市計画の軽易な変更」について別表でその内容を列記するのではなく、施行規則の条文そのものを根拠とした記述とする改正案を作成いたしました。

ここで、緑色A3サイズの参考資料の8ページを御覧ください。

議案の内容に基づき、新旧対照表を作成しております。新旧対照表の右側が改正前、左側が改正案でございまして、改正箇所を新旧それぞれ青文字、赤文字でお示ししております。

改正内容といたしましては、右側の第 11 条第 1 号「別表第 1 に掲げる軽易な都市計画の変更」の規定を、左側のとおり第 1 号「都市計画の変更のうち名称の変更に関する事項」とし、右側の第 2 号から第 6 号までの各号を一つずつ繰り下げ、左側のとおり第 3 号から第 7 号とし、第 2 号として「都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 13 条に規定する都市計画の軽易な変更に関する事項」を追加しております。

また、別表について、「別表第 1」を全て削除することとし、これに伴い参考資料 8 ページ右側の第 14 条第 2 項に規定されている「別表第 2」の部分及び参考資料 9 ページの一番下のところ、右側青文字の「別表第 2」を左側赤文字の「別表」とするものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特段御意見、御質問もないようでございますので、採決いたします。

当審議会の運営規程につきましては、改正案のとおり決定して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、愛知県都市計画審議会運営規程につきましては、改正案のとおり可決いたしました。

本日の上程議案は以上でございますが、当審議会に設置されました西知多道路の環境影響評価調査専門部会の調査審議に併せて進めております都市計画決定手続の状況について県当局から委員の皆様へ御報告したい旨の申し出がありましたので、いましばらくお時間をいただきたいと思っております。県当局、説明をお願いいたします。

【都市計画課主幹 山口豊】

それでは、現在県において都市計画の手続を進めております西知多道路について、このたび都市計画の原案が固まり、地元説明会に入る段階となりましたので、現状について御報告させていただきます。

まず、西知多道路の概要について、お手元にお配りしたパンフレットで説明させていただきます。

パンフレットをお開きいただきますと、左側に、西知多道路について、計画概要とインターチェンジ、ジャンクションの箇所が掲載されておりますので、御覧ください。

西知多道路は、東海市から常滑市に至る延長約 19km の自動車専用道路で、伊勢湾岸自動

車道、名古屋高速道路、知多横断道路などと接続することにより、名古屋都市圏自動車専用道路網を形成し、中部国際空港を擁する知多地域のみならず、広く名古屋都市圏の今後の発展に寄与するものと期待されております。

恐れ入りますが、更にパンフレットをお開きください。西知多道路の計画図となっております。

ルートにつきましては、これまで 250m幅のルート帯で表示しておりましたが、今回都市計画原案が固まりましたので、道路の計画位置を実線で表示しております。図面左側が北になります。左側の東海ジャンクションから右側の常滑ジャンクションまでの約 19kmのうち、現在の西知多産業道路の東海ジャンクションから長浦インターまでの間を北部区間として延長約 9 km、それから長浦インターから常滑ジャンクションまでを南部区間として延長約 10km となっております。北部区間につきましては、構造は地表式の 6 車線で、現在 4 車線で供用しております西知多産業道路を拡幅する計画です。

なお、図面下の横断構成図の一番左の図は、東海市荒尾町付近になりますけれども、東海ジャンクションから荒尾インターを越えたあたりまで伊勢湾岸自動車道のランプが高架構造で計画されておりますので、複断面の図面となっております。

次に南部区間でございますが、長浦インターを過ぎたあたりから内陸部に入るルートで、4 車線の新設区間、バイパス区間となります。南部区間の構造は、おおむね嵩上式となり、橋梁もしくは盛土構造となります。

横断構成図の右から二つ目にありますように、知多市南粕谷本町付近では、沿道環境を考慮いたしまして、地下式のボックス構造といたしております。延長にして約 370m でございます。

線形を決めるにあたりましては、北部区間は西知多産業道路の線形をそのまま踏襲し、南部区間はできる限り支障物件が少なく環境に配慮した線形といたしております。

以上が計画の概要となります。今後、この計画に基づき、12 月から都市計画原案の地元説明会に入る予定です。なお、説明会の日程でございますが、12 月 1 日に東海市と常滑市で、2 日に知多市で各市の全体説明会を開催いたしまして、8 日、9 日で地区ごとの説明会を開催する予定としております。また、説明会を円滑に実施できるよう、地元説明会に先立ち、明日 16 日から 30 日までの 2 週間、県庁都市計画課及び関係 3 市におきまして原案の閲覧を行います。

一方、本都市計画審議会に設置されております西知多道路の環境影響評価調査専門部会

における調査、審議の状況ですが、去る11月6日に第6回の専門部会を開催し、環境への予測評価結果について御審議をいただきました。現在は、その結果をもとに環境影響評価準備書(案)を鋭意作成中で、12月に開催予定の第7回専門部会におきまして、準備書(案)を御審議いただく予定でございます。県といたしましては、引き続き早期の都市計画決定に向けて順次手続を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見ございましたら、お願いいたします。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、以上で本日の審議は全て終了いたしました。大変御熱心に御審議いただきましてありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

ありがとうございました。

これをもちまして本日の審議會を終了いたします。

(閉会 午後4時00分)